**平成２１年（フ）第５３号**
兵庫県南あわじ市北阿万稲田南189番地
債務者　平野　重喜
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２１年（フ）第５４号**
兵庫県南あわじ市北阿万稲田南189番地
債務者　平野ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２１年（フ）第５９号**
兵庫県洲本市本町４丁目２番35号
債務者　スナック千秋こと　湯浅　千秋
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２１年（フ）第１４３号**
富山市堀川町583番地12、前住所富山市婦中町長沢3801番地３
債務者　本田　隆芳
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１４４号**
富山市堀川町583番地12、前住所富山市婦中町長沢3801番地３
債務者　本田タカ子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１５４号**
富山市針原中町305番地　市営住宅13棟202号
債務者　車谷奈緒美（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４９号**
大分県日田市大字羽田1473番地１
債務者　酒井　俊介
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大分地方裁判所日田支部

**平成２１年（フ）第５０号**
大分県日田市田島２丁目１番41の101号　角の井アパート
債務者　南　小夜子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大分地方裁判所日田支部

**平成２１年（フ）第５２号**
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇834番地
債務者　太田　哲也
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大分地方裁判所日田支部

**平成２１年（フ）第８２５号**
北九州市小倉南区北方３丁目69番10―402号
債務者　森川トヨ子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第８３９号**
北九州市小倉北区熊谷２丁目13番12号　アーバンハイツ201号室
債務者　濱野　　孝
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第７４号**
福島県白河市大信隈戸字宇都野15番地
債務者　緑川　吉雄
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２１年（フ）第１４００号**
愛知県知多市朝倉町440番地　ルーラル朝倉203
債務者　鶴田　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１４０号**
群馬県前橋市箱田町1126番地７
債務者　佐藤　有里
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第２９２号**
群馬県佐波郡玉村町大字八幡原1994番地２
福山通運社宅304
債務者　坂田　宏一
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第３３９号**
群馬県佐波郡玉村町大字斎田605番地40
債務者　原田加代子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第３６３号**
群馬県前橋市亀泉町21番地７　ＲＢ―101号
債務者　松井奈保美（旧姓猪熊）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第３７８号**
群馬県前橋市広瀬町３丁目３番地11　真下アパートＡ―103号
債務者　新垣アレハンドロ
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
前橋地方裁判所